別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一　（略）	（略）
二　原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
二の二　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
二の三　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七万円
二の四　保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千円
三～十三の四　（略）	（略）
十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万円
十五～五十六　（略）	（略）
五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
五十六の三　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	三十五万二千円
五十七～九十三　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十四号	十八万七千円
（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一　（略）	（略）
二　原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
三～十三の四　（略）	（略）
十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
十五～五十六　（略）	（略）
五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
五十七～九十三　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十六号	二十七万円
第三十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
（略）	（略）